

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品等)

様式13

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	EXPO2025デジタルウォレットの使用	その他賃貸	(株)HashPort	1,078,000円	令和7年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G31	—

随意契約理由書

1 案件名称

EXP02025 デジタルウォレットの使用

2 契約の相手方

株式会社 HashPort

3 随意契約理由

本業務を円滑かつ適切に行うためには、デジタルスタンプラリー機能も搭載している 2025 年日本国際博覧会協会公式アプリの唯一の提供元事業者である株式会社 HashPort と連携し、同アプリである「EXP02025 デジタルウォレット」を活用することが必要不可欠である。以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものと判断し、特名随意契約により委託契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

計画調整局計画部都市計画課エリアマネジメント支援担当
(電話番号 06 - 6208 - 7855)